



平成 24 年 8 月 2 日  
独立行政法人国民生活センター

## 手技による医業類似行為の危害 ー整体、カイロプラクティック、マッサージ等で重症事例もー

健康保持や疾病の予防・治療の目的で、マッサージ、指圧、整体、カイロプラクティックなど、施術者の手技による医業類似行為<sup>(注1)</sup>が広く利用されている。2011年に実施された、20～60歳の約3,000人を対象としたアンケート調査結果<sup>(注2)</sup>によると、過去に手技による医業類似行為を利用したことがあり、現在も利用することがあると回答した人は「マッサージ」32.8%、「整体」26.8%、「カイロプラクティック」16.0%であった。

一方、PIO-NET（全国消費生活情報ネットワーク・システム）<sup>(注3)</sup>には、健康維持や身体症状の改善、解消等を目的とした、整体やマッサージ等、器具を使用しない手技による医業類似行為を受けて危害が発生したという相談が2007年度以降の約5年間で825件寄せられており<sup>(注4)</sup>、件数は増加傾向にある。危害程度の回答があった相談の約8割は医療機関を受診しており、そのうち約3割は治療に3週間以上を要していた。

手技による医業類似行為のうち、あん摩マッサージ指圧<sup>(注5)</sup>や柔道整復<sup>(注6)</sup>については法的な資格制度があり、国家資格を有する者しか施術を行うことができない。一方で、整体やカイロプラクティック等と呼ばれるその他の手技による医業類似行為については法的資格制度がないため、施術者の技術水準や施術方法がばらばらな状況にあることが指摘されている<sup>(注7)</sup>。

そこで、健康維持や身体症状の改善等を目的とする、器具を使用しない手技による医業類似行為を受けて危害が発生したという相談情報を分析し、消費者に対し情報提供するとともに、消費者トラブルの未然防止・再発防止のため、関係機関への要望及び情報提供を行うこととした。

(注1) 過去の判例では、「医業類似行為とは『疾病の治療又は保健の目的を以て光熱器械、器具その他の物を使用し若しくは応用し又は四肢若しくは精神作用を利用して施術する行為であって他の法令において認められた資格を有する者が、その範囲内でなす診療又は施術でないもの、』換言すれば『疾病の治療又は保健の目的とする行為であつて医師、歯科医師、あん摩師、はり師、きゅう師又は柔道整復師等他の法令で正式にその資格を認められた者が、その業務としてする行為でないもの』とされている。(仙台高裁 昭和29年6月29日判決 昭28(う)第275号)

(注2) 平成22年度厚生労働科学特別研究事業「統合医療の情報発信等の在り方に関する調査研究」分担研究報告書「一般の統合医療に対するイメージに係る研究」

(注3) PIO-NET（全国消費生活情報ネットワーク・システム）とは、国民生活センターと全国の消費生活センターをオンラインネットワークで結び、消費生活に関する情報を蓄積しているデータベースのことである。

(注4) 「マッサージ・指圧」、「骨つぎ整復」、「はり・きゅう」等に関する相談のうち、手技による医業類似行為に関連する語句を含む相談。「エステティックサービス」に関する相談は除く。件数はいずれも2007年度以降2012年6月末日までの登録分。

(注5) 「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律」（昭和22年法律第217号、「8. 参考資料」(1)参照)

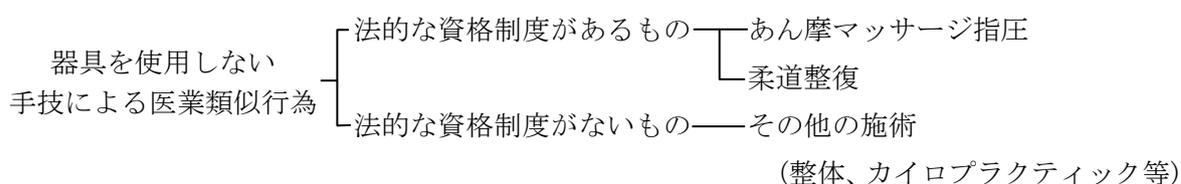
(注6) 「柔道整復師法」（昭和45年法律第19号、「8. 参考資料」(2)参照)

(注7) 「カイロプラクティック等における禁忌症ガイドライン」（厚生労働科学研究費補助金 医療安全・医療技術評価総合研究事業統括研究報告書「脊椎原性疾患に対する適正な施術の在り方に関する研究」）

## 1. 手技による医業類似行為について

日本で行われている、器具を使用しない施術者の手技による医業類似行為は、以下のように、法的<sup>(注5、6)</sup>な資格制度があるあん摩マッサージ指圧、柔道整復とその他の施術の2つに大別される。

ただし、あん摩マッサージ指圧及び柔道整復の施術の具体的内容については法令上明確かつ具体的な規定がなされているわけではない。



あん摩マッサージ指圧及び柔道整復は、文部科学大臣の認定した学校または厚生労働大臣の認定した養成施設において3年以上の教育を受け、国家試験に合格した者のみ業として行うことができる。また、施術所を開設する場合は、所在地の都道府県知事に届け出なければならない。

法的な資格制度がない施術のうち、いわゆるカイロプラクティック療法（以下、「カイロプラクティック」とする）は世界保健機関（WHO）により定義付けられている<sup>(注8)</sup>が、いわゆる整体（以下、「整体」とする）については統一された明確な定義はない。ただし、「カイロプラクティック」と「整体」は脊椎などの骨格を操作することによって身体の健康と正常な機能を回復させるという大まかな治療概念では一致しているとされる<sup>(注9)</sup>。なお、「カイロプラクティック」は、厚生労働省の通知<sup>(注10)</sup>において、「脊椎の調整を目的とする点において、あん摩、マッサージ又は指圧と区別され、したがって、あん摩、マッサージ又は指圧に含まれないものと解する」とされている。

また、マッサージについては、支給対象となる疾患を有し、医師に同意書または診断書の交付を受けて施術を受けた場合に、柔道整復については、対象となる疾患により施術を受けた場合（骨折及び脱臼については医師の同意が必要）に“療養費”として国民が健康保険を使うことができる。対象となる疾患は以下の通り。

○マッサージ・・・筋肉麻痺、関節拘縮<sup>こうしゆく</sup>等であって、医療上マッサージを必要とすると認められる症例<sup>(注11)</sup>

○柔道整復・・・急性又は亜急性の外傷性の骨折、脱臼、打撲、捻挫<sup>(注12)</sup>

※肩こり、筋肉疲労による施術は療養費の支給対象外

(注8) カイロプラクティックとは「神経筋骨格系の障害とそれが及ぼす健康全般への影響を診断、治療、予防する専門職であり、関節アジャストメントおよび/もしくはマニピュレーションを含む徒手療法を特徴とし、特にサブラクセーションに注目する」と定義されている。

(参考：「カイロプラクティックの基礎教育と安全性に関するWHOガイドライン」（2006年））

(注9) 「統合医療ガイドブックー補完代替医療の安全性・有効性と統合医療の意義ー」

(2009年3月、厚生労働科学研究費補助金「統合医療の安全性と有効性に関する研究」班)

(注10) 昭和45年6月24日付医第374号「法令適用上の疑義について」

(注11) 平成16年10月1日付保医発第1001002号「はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給の留意事項等について」

(注12) 平成9年4月17日付保発第57号「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準の実施上の留意事項等について」

## 2. 危害相談の概要

※相談事例は、マッサージ等の用語も含め相談者の申し出に基づくものである。

### (1) 主な危害事例

#### 【事例1】指圧・マッサージ店で全身の指圧マッサージを受けたところ<sup>ろくなんこつ</sup>肋軟骨を骨折した

15年以上前から行きつけの指圧・マッサージ店で全身の指圧マッサージを1時間半受けた。終了直前にブキッと音がして息をつけない痛みを感じたが、1～2分で通常に戻ったので激痛があったことを言わず帰宅した。その夜発熱し痛みが出たため整形外科を受診したら肋軟骨骨折で加療に1カ月を要すると診断された。

(受付年月：2012年4月、埼玉県・60歳代・女性)

#### 【事例2】中国式マッサージを受けたところ、腰をまっすぐにできないほど痛くなった

初めて中国式マッサージを受けた。帰宅後に全身に<sup>けんたい</sup>倦怠感があり、寝る時には異常に腰が痛くなり寝返りも打てなくなった。翌朝、腰をまっすぐにできないほど痛くなったので店舗に連絡したところ、もう一度来てみたらどうかと言われ、再度施術してもらった。しかし帰宅後に足にしびれを感じて不安になったため、翌日別の整体院に行って施術を受けた。マッサージ店に症状を伝え、施術代を返金して欲しいと言ったが、「こちらは間違いなくきちんと施術している」と電話を切られた。

(受付年月：2011年10月、東京都・40歳代・女性)

#### 【事例3】接骨院でカイロプラクティックを受けて<sup>けいづい</sup>肋軟骨を負傷、頸椎捻挫

接骨院でカイロプラクティックのコースを受け、肋軟骨を負傷した。この骨はレントゲンに映らないが、整形外科医は診断書を発行してくれた。その後めまいが出て、頸椎捻挫の診断書も出た。自治体の法律相談、弁護士、国の法律相談、警察、保健所に相談したが、どこも因果関係がはっきりしないと交渉等はだめだった。このことで体調不良となり退職に追い込まれた。

(受付年月：2011年8月、東京都・30歳代・女性)

#### 【事例4】接骨院に行ったら痛みがひどくなったが、病院に行かず通院を続けるよう言われた

肩こりが続き接骨院に行ったところ、捻挫と言われた。通院するうちに痛みがひどくなり、物を持つとしても手が震えたり睡眠中に激痛で目覚めるようになった。先生に話したが、「捻挫から四十肩になっている。提携病院を紹介してもよいがきちんと固まっていないと注射は打てない。自分に対する信頼性がないから治りが悪い」と言われ、現時点では病院に行くよりこのまま通う方が良いと思い、通い続けた。今月初めに整形外科を訪ねたら「左肩関節周囲炎石灰沈着性凝固肩」と診断され注射を打った。今まで無理に引っ張ったり伸ばしたり不適切な治療をしてきたので炎症を起こしたと思う。

(受付年月：2011年3月、神奈川県・40歳代・女性)

#### 【事例5】 マッサージを受けて首や頭の周りが痛くなり頸椎捻挫と診断された

お試しのハワイアンオイルマッサージが良かったので全身マッサージに行った。背中などをぐりぐりと痛いくらいマッサージされた。数日後首や頭の周りが痛くなったので病院に行ったところ、頸椎捻挫と診断された。治療費などをマッサージ店に知らせて対応を求めたところ、「マッサージとの因果関係がはっきりしないので支払えない」との通知が来た。痛みが続いているにもかかわらず何もしてくれないのは納得できない。

(受付年月：2011年3月、神奈川県・50歳代・女性)

#### 【事例6】 健康ランドでマッサージを受けたところ腰や脚に痛みが出て歩行困難になった

健康ランドで受けたマッサージ。腰、脚に痛みが出て歩行が困難になった。翌日整形外科を受診したところ、脊椎管狭窄症<sup>きょうさく</sup>があって、マッサージで強く押したため痛みが出たのだろうとの診断だった。店に苦情を言うと、元々病気があったのだから治療費しか出せないとのことだった。だんだん良くはなっているが、医師からは通院治療に1カ月かかると言われており、その間仕事ができない。施術者に確認したところ、免許は持っていないということで、マッサージではなくボディークアだから免許は必要ないと言っていた。免許のないものがやってもいいのか。

(受付年月：2011年1月、神奈川県・60歳代・男性)

#### 【事例7】 遺伝性狭窄症である旨を伝えてマッサージを受け、症状が悪化した

遺伝性狭窄症で以前から腰痛に悩んでいた。背骨も曲がっているし足も不自由である。腰痛不眠症改善という情報誌を見てマッサージを受けた。治療院では症状を伝えて受診した。通院7日目と8日目に背骨の曲がったところを強く押され、帰宅後腰や脚に激しい痛みと痺れ<sup>しび</sup>、引き攣れ<sup>ひき</sup>が起こった。翌日症状を訴えたら電気治療のようなものを施されたが1週間たっても改善しないので予約を取り消し、脊椎専門の病院で治療を受けることにした。医者は以前の状態に治るまでに3カ月程かかると言う。

(受付年月：2010年12月、埼玉県・70歳代・女性)

#### 【事例8】 広告を見て整体サービスを受けたところ腰が痛くなった

体のゆがみを直すとの広告を見て整体サービスを受けた。しかし、逆に腰が痛くなり病院に通っている。よくよく聞くと施術した人は資格を持っていないらしい。資格を持っていないのは問題ではないか。

(受付年月：2010年2月、北陸地域・30歳代・女性)

#### 【事例9】 椎間板ヘルニアであることを伝えて整体を受けたら激痛が起きた

腰部椎間板ヘルニアの持病がある。医者は整体では治らないと言ったが、評判の良い整体なので行った。病名を告げたところ「痛みが取れる。持病が治る。2日おきに通って」と言われた。5回回数券を購入し3回通った2日後に腰から足へ激痛が出て救急病院に行った。「多分腰から来てる」と言われた。チケット裏面に「返金しない」と書いてあるが、残り2回分の返金を求めたい。

(受付年月：2007年9月、愛知県・40歳代・女性)

## (2) 危害事例の概要

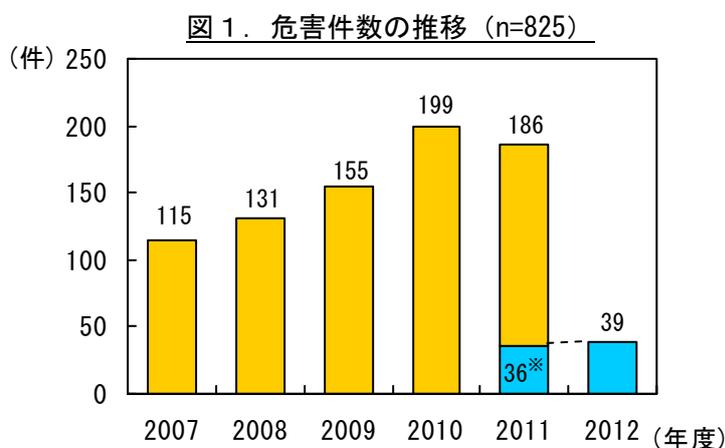
PIO-NET に寄せられた、手技による医業類似行為に関する危害情報を集計、分析した。

なお、ここでは、健康維持や身体症状の解消、改善を目的として行われる手技による医業類似行為のみを対象とし、施術者の手技以外の器具等を用いた医業類似行為（はり、きゅう等）や、エステティックサロン等で行われる施術については対象としていない。

### 1) 危害件数

PIO-NET には、手技による医業類似行為に関する相談が 2007 年度以降の約 5 年間（2012 年 6 月末日までの登録分）で 4,330 件寄せられている。

そのうち、手技による医業類似行為を受けて何らかの身体症状が発生したという危害相談は 825 件であり、件数は増加傾向にある（図 1）。



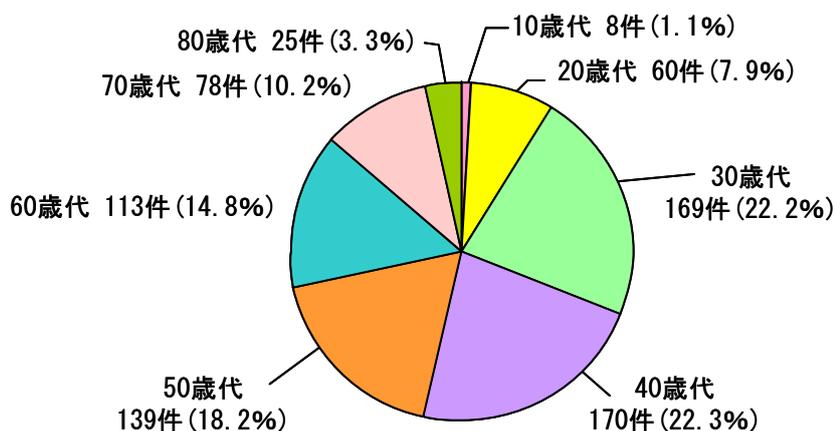
※前年同時期件数（2011 年度）

### 2) 被害者の年代・性別

被害者の年代は、30 歳代が 169 件（22.2 %）で最も多く、30～50 歳代で全体の 6 割以上を占めていた（不明・無回答等 63 件除く（n=762）、図 2）。

被害者の性別は、女性が 668 名（81.9 %）であり、男性 148 名（18.1 %）の約 4.5 倍であった（不明・無回答等 9 件除く（n=816））。

図 2. 被害者年代別件数 (n=762)



### 3) 受けた医業類似行為の内容

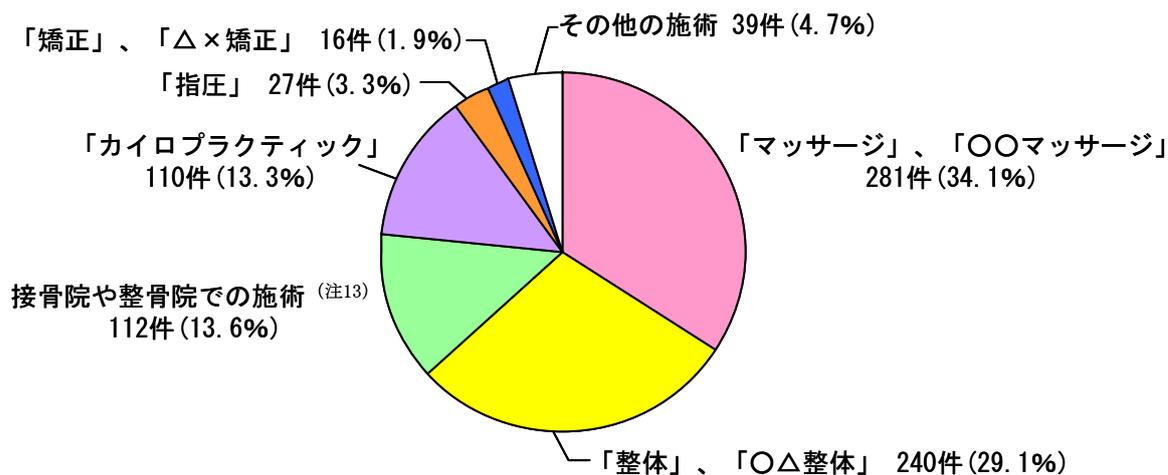
PIO-NETに寄せられた危害相談の大部分は施術者が国家資格を有しているかどうかを判別できないものであったため、施術者の国家資格の有無にかかわらず、受けた施術の内容について集計した。

その結果、「マッサージ」という語句を含む施術（「マッサージ」、「〇〇マッサージ」など）を受けたという相談が281件（34.1%）で最も多く、次に「整体」という語句を含む相談240件（29.1%）が多かった（図3）。

これらの施術のうち、法的な資格制度がない施術である「整体」、「カイロプラクティック」、「矯正」という語句を含む相談を合わせると366件（44.4%）であった。

一方、国家資格を持つ者のみ行うことができる施術を受けたと明らかに判別できる相談は、「接骨院や整骨院での施術」（112件）と「指圧」という語句を含む相談（27件）の合計139件（16.8%）であった。「マッサージ」という語句を含む相談の一部も法的な資格制度に基づく施術であると考えられるが、法的な資格制度に基づく施術の相談は、法的な資格制度がない施術の相談に比べて少ないと考えられた。

図3. 受けた施術の内容 (n=825)



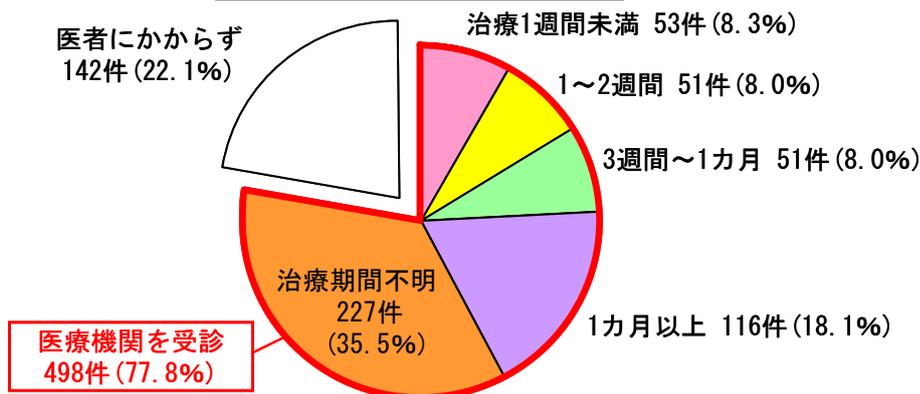
※件数は本件のために特別に事例を精査したものである。

(注13) 「接骨院」若しくは「整骨院」で施術を受けたとの記載があるが、施術の具体的内容については記載されていない相談。「接骨院」や「整骨院」は柔道整復師が施術を行う施術所の名称である。

### 4) 危害程度

危害程度の回答があった640件のうち498件（77.8%）は危害発生後に医療機関を受診していた（図4）。そのうち167件（医療機関を受診していた相談の33.5%）は危害程度が治療3週間以上であった。

図4. 危害程度別件数 (n=640)



※不明、無回答等 185 件

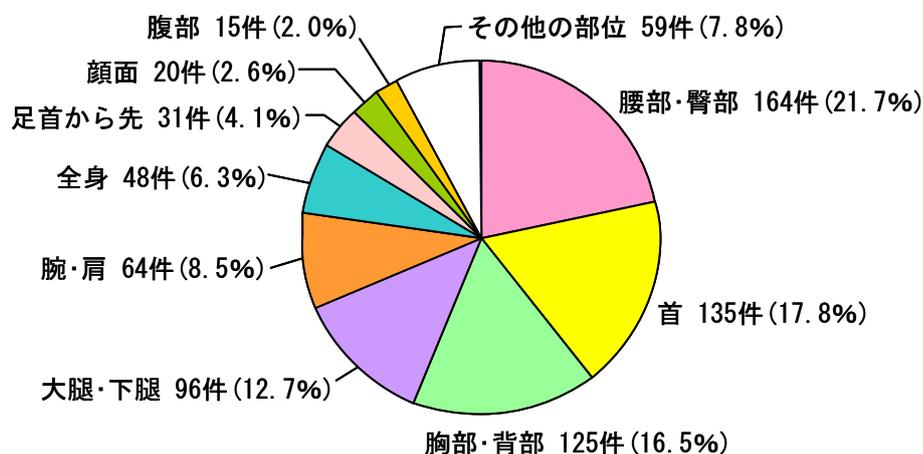
※一部の件数は本件のために特別に事例を精査したものである。

### 5) 主な危害部位及び危害内容

危害相談の中には、複数の身体部位に危害が生じたという事例が多くみられたが、主な危害が発生した身体部位について集計した。

その結果、主な危害部位は「腰部・<sup>でんぶ</sup>臀部」が 164 件 (21.7 %) で最も多く、そのうち 112 件 (件数は本件のために特別に事例を精査したもの) は腰に危害が発生したという相談であった (図 5)。また、「首」135 件 (17.8 %)、「胸部・背部」125 件 (16.5 %) に主な危害が発生したという相談も多かった (不明・無回答等 68 件除く (n=757))。

図5. 主な危害部位 (n=757)

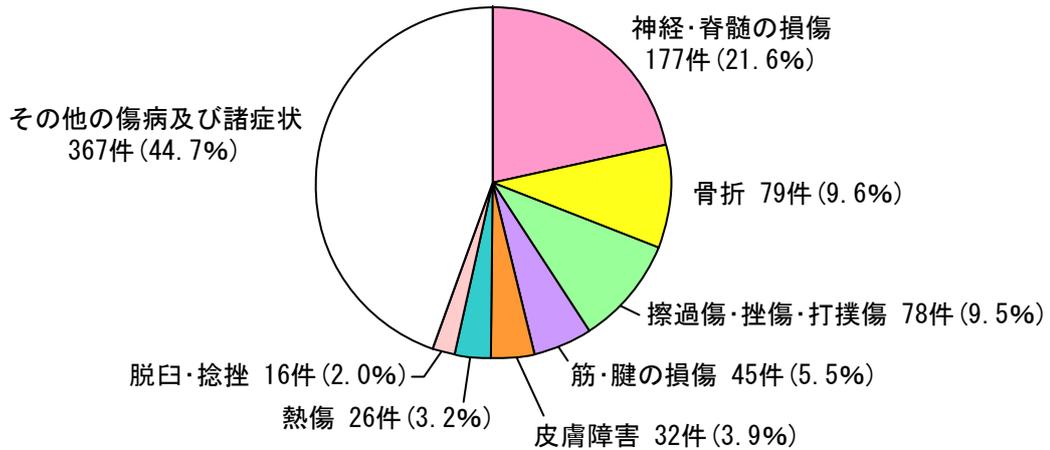


また、危害の内容についても、複数の危害が発生したという相談が多くみられたが、ここでは主な危害内容について集計した。

危害内容は、「神経・脊髄の損傷」<sup>(注14)</sup> 177 件 (21.6 %)、「骨折」79 件 (9.6 %)、「擦過傷・挫傷・打撲傷」78 件 (9.5 %) の順で多かった (不明・無回答等 5 件除く (n=820)、図 6)。「その他の傷病及び諸症状」の具体的内容としては“痛み”や“痺れ”等が多かった。

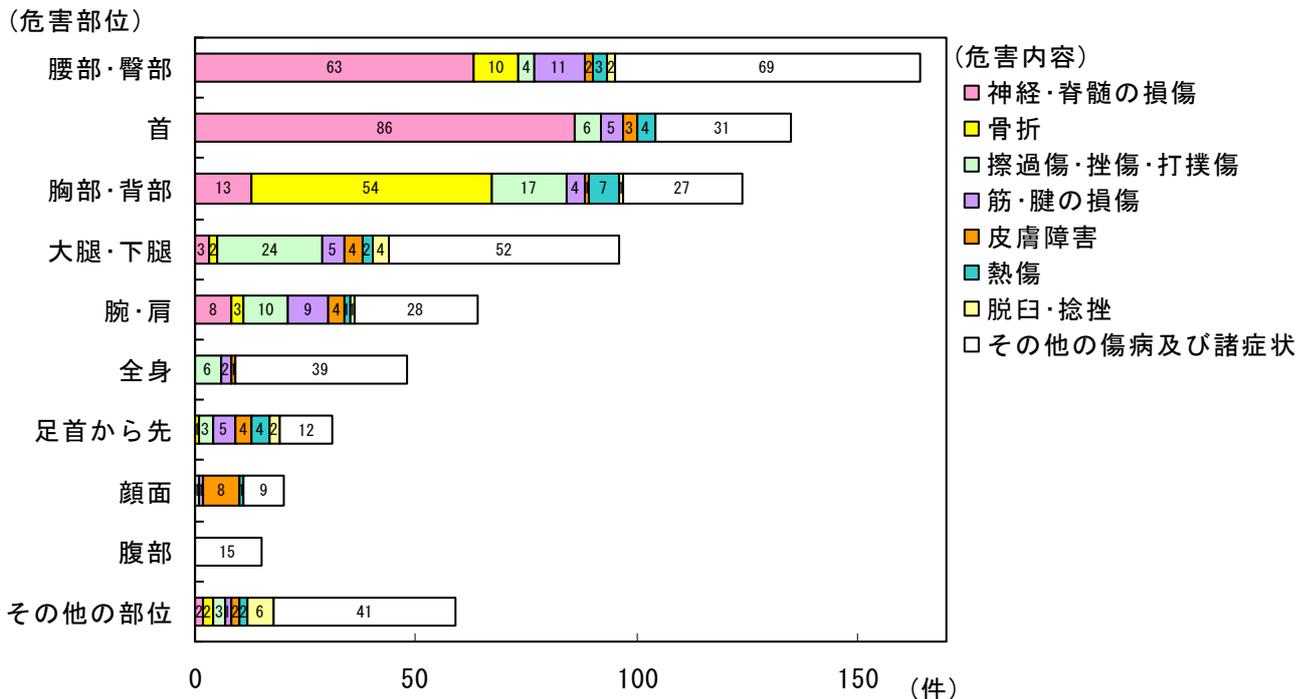
(注14) 骨折や捻挫でも、首から腰までのいわゆる背骨の場合は「神経・脊髄の損傷」に分類している。

図6. 主な危害内容 (n=820)



危害が発生した部位別に危害の内容を集計すると（不明・無回答等 69 件除く（n=756）、図7）、「首」や「腰部・臀部」は「神経・脊髄の損傷」の割合が高く、「胸部・背部」は「骨折」の割合が高かった。「胸部・背部」の「骨折」に関する相談の大半は、肋骨を骨折した、あるいはひびが入ったという内容であった。

図7. 危害部位及び危害内容 (n=756)



## 6) 消費生活センターでの相談処理結果

相談処理結果をみると、消費生活センターでありません、解決がはかられていた相談はごくわずかであり、大部分の相談は相談者に対する助言や情報提供、他機関の紹介などの対応で終了していた。紹介された機関は、自治体や弁護士会等の法律相談や自治体等の医療安全支援センターが多かった。

### 3. 手技による医業類似行為を行う施術所の広告について

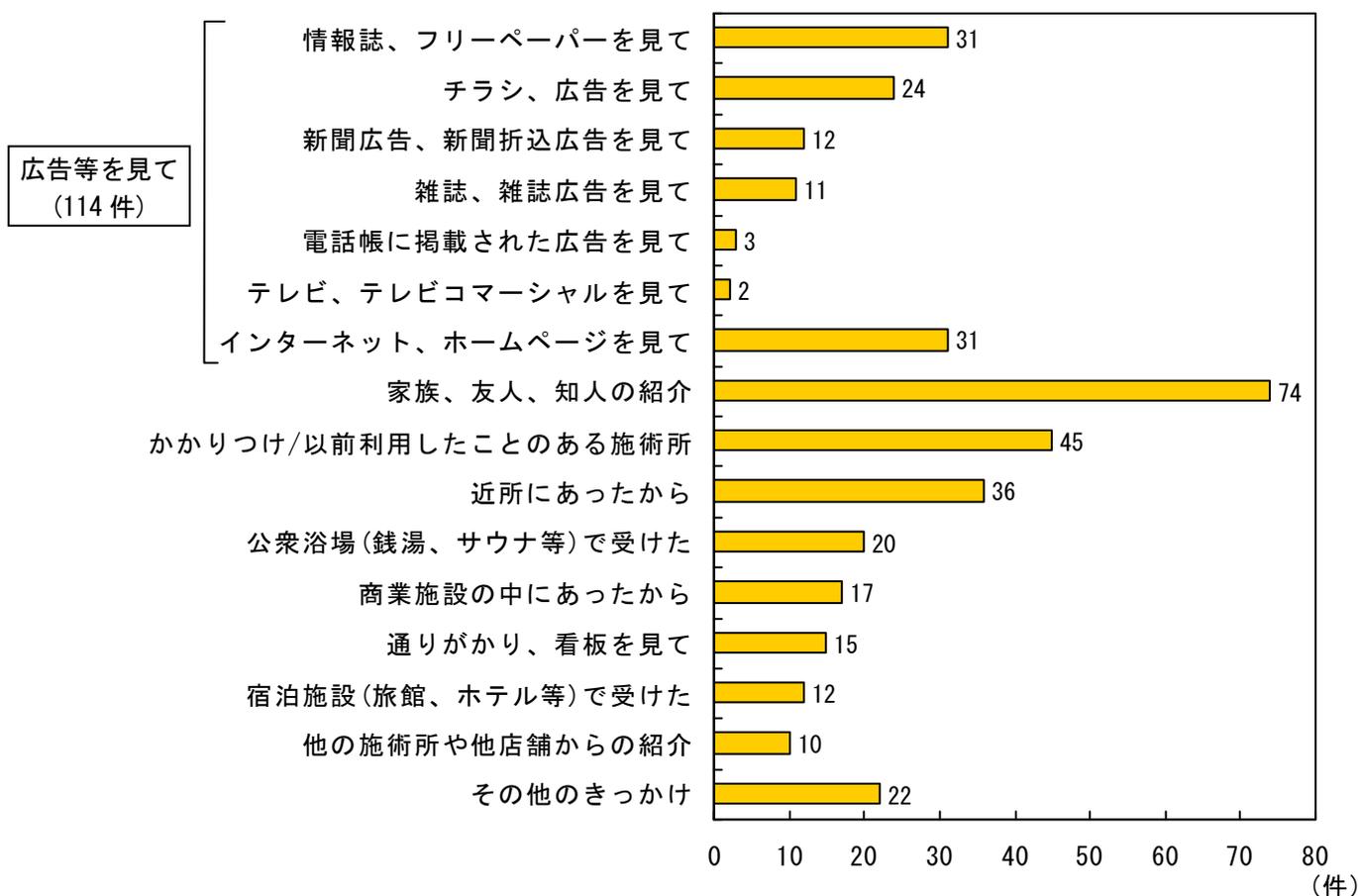
手技による医業類似行為のうち、法的な資格制度があるあん摩マッサージ指圧及び柔道整復の施術所については、法律で定められた事項（「8. 参考資料」(1)、(2)参照）以外の広告は認められていない。

PIO-NETに寄せられた手技による医業類似行為に関する危害相談825件について、当該施術所を利用したきっかけ等を独自に集計した。

その結果（図8）、家族や知人の紹介で選択したという相談が最も多かったが、情報誌や雑誌広告、チラシ、新聞広告、ホームページなど、広告、表示等を見て選択したという相談も114件（きっかけ等について記載があった相談の31.2%）であり、消費者が手技による医業類似行為の施術所を選択する上で広告や表示が情報源の一つになっていると考えられた。

そこで、手技による医業類似行為の広告の実態を調査することにした。

図8. 施術所を選択したきっかけ等（n=365）



※手技による医業類似行為に関する危害相談825件のうち、申し出内容に施術所を選択したきっかけ等に関する記載があった365件について独自に集計した。

東京都内及び神奈川県内で配布されている新聞折込広告やフリーペーパー、チラシ等に掲載されていた手技による医業類似行為の広告（350事業者）と、PIO-NETに寄せられた危害相談の購入・契約先事業者のホームページ上の表示<sup>(注15)</sup>を調べた（調査期間：2012年4月1日～7月6日）。

その結果、以下に示すような広告がみられた（広告例は次ページ参照）。

#### ●法律に抵触するおそれのある広告

- ・医療機関と紛らわしい施術所名（「××治療院」等）がみられ、医療法に抵触するおそれがあった<sup>(注16)</sup>。
- ・あん摩マッサージ指圧及び柔道整復の施術所においては、適応症を広告することは認められていないが、広告を調査したところ、適応症に関する広告がみられ、法律に抵触するおそれがあった<sup>(注5、6、17)</sup>。

#### ●消費者に誤認や過度な期待を与えるおそれのある広告

- ・法的資格制度のない手技による医業類似行為の施術所においても、適応症の広告、表示や、身体症状や疾病に効果があると受け取れるような広告、表示がみられ、消費者に誤認や過度な期待を与えるおそれがあると考えられた、また、厚生労働省の通知<sup>(注18)</sup>で規制対象になるとされている誇大広告に該当するケースもあると考えられた。
- ・あん摩マッサージ指圧ではない施術が行われていると思われる施術所において、「マッサージ」という語句を用いた広告が散見された。このような広告については、今年2月に行われた全国医政関係主管課長会議<sup>(注19)</sup>において、厚生労働省医政局医事課が「あはき法第1条のあん摩、マッサージ又は指圧が行われていない施設において「マッサージ」等と広告することについては、同施設においてあん摩マッサージ指圧が行われていると一般人が誤認するおそれがあり、公衆衛生上も看過できないものであるため、各都道府県におかれても、このような広告を行わないよう指導をお願いする」と言及している。
- ・「安全手技100%」や「安全・無痛」など、安全な施術であることをうたった広告がみられ、消費者に過度な期待を抱かせるおそれがあると考えられた。

(注15) 事業者名や住所等から購入・契約先の事業者（施術所）が特定できたものについて調査した。ホームページが確認できない事業者もあった。

(注16) 「医療法」（昭和23年法律第205号）、昭和24年5月16日付医収第589号「広告取締に関する件」

(注17) 昭和24年10月3日付医収第1027号「医療法その他関係法令による広告について」

昭和25年8月24日付医収第441号「あんま業、はり業、きゅう業、柔道整復業等の業務に関する広告の適否について」

(注18) 平成3年6月28日付医事第58号「医業類似行為に対する取扱いについて」（「8.参考資料」(3)参照）

(注19) 平成24年2月29日全国医政関係主管課長会議資料より

## ※手技による医業類似行為を行う施術所の広告、表示例

### (1) 法律に抵触するおそれのある広告例

#### ○医療機関と紛らわしい施術所名(例)

- ・××治療院
- ・△△治療院～プラクティック・オフィス～

#### ○適応症に関する広告(例) (注20)

- ・腰痛・ひざ痛・首や肩の痛み・けが・神経痛・しびれ・関節痛
- ・施術内容 交通事故治療・ぎっくり腰・関節痛・肩の痛み・腰の痛み・捻挫・打撲・脱臼・突き指・肉離れ・違和感・メンテナンス・後遺症の対策 他
- ・スタッフがあなたの辛い肩凝りや腰痛を完全手法療法で改善します。

### (2) 消費者に誤認や過度な期待を与えるおそれのある広告例

#### ○適応症に関する広告(例) (注21)

- ・頭痛、腰痛、膝痛、座骨神経痛、五十肩、生理痛、不妊、不眠症、自律神経失調症、花粉症、アトピー性皮膚炎。糖尿病、高血圧などの改善に効果的。
- ・適応症状 腰痛、肩こり、首の痛み、頭痛、関節痛、ヘルニア、すべり症、脊柱管狭窄症、手足のシビレ、猫背、花粉症、アレルギー体質、冷性、めまい、耳なり、自律神経失調症、メニエル病、不眠症、うつ、便秘、骨盤の歪み、生理痛、不眠症、つわり、ダイエット、懐妊中の腰痛、逆子、小児・幼児 …等
- ・【適応症状】●頸椎症●肩こり●腰痛●坐骨神経痛●五十肩●自律神経失調症 など 「中国式整体(推拿)」は、全身のバランスを調整し、自律神経や内分泌ホルモンの動きを高め免疫力を促進、新陳代謝や血液循環を改善します。
- ・気功整体範囲 現代医学では完治出来ない症状にも良く効きます。  
整形外科の疾患：五十肩・ヘルニア症・寝違い・顔面麻痺・三叉神経痛・座骨神経痛・リュウマチ・脊柱湾曲・口眼の歪み・各種の痛み  
老化現象による疾患：頸椎通・腰椎・膝関節増生・関節炎  
慢性的過労障害：肩こり・腰痛・頸痛・腰筋・筋肉痛・膝関節水たまり・筋肉萎縮麻痺・腱鞘炎・スポーツ障害・四肢筋肉損傷・OA病・パソコンによる眼精疲労・疲労倦怠感など  
普通疾患：頭痛・高血圧・低血圧・心臓疾患・肝臓疾患・腎臓疾患・不眠症・耳鳴り・めまい・自律神経失調症・半身不随・ノイローゼ・アトピー・冷え性・うつ病・花粉症・わきが・肥満症・食欲不振・胃腸疾患・胃下垂・便秘・糖尿病・貧血・慢性胆嚢炎・動悸・喘息・慢性気管支炎・アレルギー体質・など  
急激な外力で起きた障害：ムチウチ病・ギックリ腰・椎間板ヘルニア・関節障害  
婦人疾患：生理痛・生理不順・更年期障害など  
小児病：腹下り・拒食症・せき・斜視・夜尿病・脊柱側彎など

#### ○「マッサージ」という表現を用いた広告(例) (注21)

- ・タイ古式マッサージはヨガ、指圧、整体、矯正、ストレッチなどの流れをくむタイ独自の健康マッサージ法です。
  - ・リラクゼーションマッサージ…全身をほぐし血流を良くし身体スッキリ
  - ・××は、ハワイ生まれのマッサージ「ロミロミ」やフェイシャルエステを中心としたリラクゼーションサロンです。
  - ・本場中国の医術、推拿(すいな)に気功を取り入れたオリジナルの「全身ツボ押し」のマッサージが、××で受けられる。
  - ・クイックコース 部分または全身のマッサージコース
- #### ○安全な施術であることをイメージさせる広告(例) (注21)
- ・安全手技 100%
  - ・安全・無痛
  - ・完全無痛の根本療法です。

(注20) あん摩マッサージ指圧、柔道整復を行う施術所の広告

(注21) あん摩マッサージ指圧以外の手技による医業類似行為を行っていると考えられる施術所の広告

#### 4. 問題点

(1) PIO-NETには、器具を使用しない手技による医業類似行為を受けて危害が発生したという相談が5年間で825件寄せられており、そのうち少なくとも約4割は「整体」や「カイロプラクティック」など法的な資格制度がない施術の相談であった

手技による医業類似行為のうち、あん摩マッサージ指圧及び柔道整復は国家資格を持つ者でなければ業として行うことができないとされているため、施術者の知識や技術は一定以上の水準が担保されていると考えられる。一方、その他の法的な資格制度がない施術は、施術者になるための要件について定めがないため、さまざまな団体等でさまざまな内容、期間の研修を受けた者が施術に従事しており、ほとんど研修を受けておらず技量の未熟な者がいることも指摘されている<sup>(注7)</sup>。また、これらについては確立された施術法や施術手順も存在していない。

PIO-NETには、器具を使用しない手技による医業類似行為を受けて危害が発生したという相談が2007年度以降の約5年間で825件寄せられており、中には治療に長期間を要するような重篤な危害が発生した事例もあった。危害相談825件を施術の内容で分類すると、「整体」や「カイロプラクティック」など、法的な資格制度がない施術を受けて危害が発生したと明確に判別できる相談が少なくとも4割以上を占めており、法的な資格制度に基づく施術の相談に比べて多いと考えられた。

あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう、柔道整復以外の医業類似行為については、厚生労働省の通知<sup>(注18、22)</sup>において、「施術が医学的観点から少しでも人体に危害を及ぼすおそれがあれば、人の健康に害を及ぼす恐れがあるものとして禁止処罰の対象となる」とされている。

(注22) 昭和35年3月30日付医発第247号の1「いわゆる無届医業類似行為業に関する最高裁判所の判決について」(「8.参考資料」(4)参照)

(2) 消費者が施術所や施術者を選ぶ際に、施術所に国家資格であるあん摩マッサージ指圧師や柔道整復師などの有資格者がいるかどうかを見分けることは困難である

現在、国内で行われている手技による医業類似行為は、法的な資格制度がある施術(あん摩マッサージ指圧、柔道整復)と、その他の法的資格制度がない施術に大別される。ただし、あん摩マッサージ指圧及び柔道整復の施術内容について法律上の明確な規定はない。

今回、手技による医業類似行為を行う施術所の広告を調べたところ、あん摩マッサージ指圧以外の施術所においても、「マッサージ」という語句を用いた広告、表示がみられ、一見すると施術者が国家資格を有しているかを判別しにくい状況にあることが分かった。

また、PIO-NETに寄せられた危害相談の大部分は、施術者が国家資格を有しているか否かが明確に判別できないものであった。あん摩マッサージ指圧師の資格を有しないと思われる施術者に「マッサージ」を受けたという相談や、危害が発生した後で施術者が無資格であったことを知ったという相談が寄せられていることから、施術者が国家資格を有しているかどうか分からないまま、手技による医業類似行為を受けている消費者が多いことが伺えた。

**(3) 危害が発生した場合、因果関係を明らかにすることが困難なケースも多く、解決が難しい**

手技による医業類似行為に関する危害相談の中で、消費生活センターであっせんによる解決がはかられた相談はごくわずかであり、多くの相談は法律相談窓口や医療安全支援センターの紹介で終了していた。

解決が困難だった相談の中には、発生した危害と施術との因果関係が明らかでないために事業者との交渉ができない、あるいは難しいといった事例が多数みられた。また、医師の診断を受けたにもかかわらず因果関係が明らかにならなかった事例もみられた。

**(4) 施術所の広告、表示を調査したところ、法律上問題があると思われる広告や、消費者に誤認や過度な期待を与えるおそれがある広告がみられた**

手技による医業類似行為のうち、法的な資格制度があるあん摩マッサージ指圧及び柔道整復の施術所については、法律で定められた事項以外の広告は認められていない。

今回、新聞折込広告やフリーペーパー、ホームページ上の表示を調べたところ、医療機関と紛らわしい施術所名がみられ、医療法に抵触するおそれがあった<sup>(注16)</sup>。また、適応症の広告、表示や、身体症状や疾病に効果があると受け取れるような広告、表示が散見され、あん摩マッサージ指圧及び柔道整復の施術所の場合は法律に抵触するおそれがあると考えられた。法的資格制度のない手技による医業類似行為の施術所についても、消費者に誤認や過度な期待を与えるおそれがあり、問題であると考えられた。さらに、あん摩マッサージ指圧以外の施術所において、「マッサージ」という語句を用いた広告、表示がみられ、消費者に誤認を与えるおそれがあると考えられた。

## 5. 消費者へのアドバイス

- (1) 手技による医業類似行為を受ける場合は、事前に情報収集を行い、自身の症状や希望に合った施術を選択した方が良い。また、手技による医業類似行為は身体に影響を及ぼすものであることを理解しておくこと

手技による医業類似行為は、法的な資格制度があるもの（あん摩マッサージ指圧、柔道整復）と、法的資格制度がないもの（「整体」や「カイロプラクティック」など）の2つに大別される。

手技による医業類似行為は、筋肉をほぐしたり骨格を矯正することがあるなど身体に影響を及ぼすものである。受ける場合は、事前に情報収集を行い、自身の症状や希望に合った施術を選択した方が良い。ただし、法的な資格を有する施術者による施術かどうかは広告等を見ただけでは判断が難しい場合もあるので注意が必要である。

- (2) 疾病を持つ場合は、手技による医業類似行為を受ける前に医師の診断、アドバイスを受けると良い

疾病によっては、「カイロプラクティック」等の手技による医業類似行為を受けることが適当でない場合がある。「カイロプラクティック」等の手技による医業類似行為の施術者は医師と異なり検査等を行う権限を有していないため、禁忌症を判断することが難しいケースもあるとされていることから、疾病や身体症状を有する場合は、手技による医業類似行為を受ける前に医師のアドバイスを受けると良い。

また、疾病について医師の診断を受けている場合は、手技による医業類似行為の施術者に事前に申し出ること。

- (3) 手技による医業類似行為を受けて重篤な身体症状が発生した場合は速やかに医療機関を受診すること。また、長期間または頻繁に手技による医業類似行為を受けても身体症状が改善されなかったり悪化するような場合も、医療機関を受診すると良い

手技による医業類似行為を受けて重い身体症状が発生したり、身体症状が長期間にわたって継続するような場合は速やかに医療機関を受診し、適切な診断、診療を受けると良い。

また、身体症状の解消・改善を目的として長期間または頻繁に手技による医業類似行為を受けているにもかかわらず、症状が悪化したり、改善されないような場合には、潜在的な疾患を有しているおそれがあるため、医療機関を受診し、診断を受けると良い。

- (4) 危害等のトラブルが発生した場合は消費生活センターに情報提供すること。各地にある医療安全支援センターや保健所への情報提供も併せて行うと良い。また、解約・返金や補償を求める場合は、弁護士会等による法律相談を受けることもできる

手技による医業類似行為による危害等の問題は、消費生活センターでのあっせんによる解決が困難な事例が多い。しかし、トラブルに関する情報の収集・蓄積は新たなトラブルの解決や未然防止等に有効であるため、各地の消費生活センターに情報提供すると良い。各地にある医療安全支援センターや保健所等へも併せて情報提供すると良い。

また、解約・返金や補償を求める場合は、有料となる場合もあるが、弁護士会等による法律相談を受けることもできる。

## 6. 関係機関への要望

- (1) あん摩マッサージ指圧師や柔道整復師による施術を受けて危害が発生したと思われる相談が寄せられている。健康被害が発生しないよう努めるとともに、危害が起きた場合には医療機関の受診を勧める等の適切な対応を取るよう要望する

PIO-NETには、あん摩マッサージ指圧や柔道整復の施術を受けて危害が発生したと思われる相談が複数寄せられている。また、あん摩マッサージ指圧師や柔道整復師に「整体」や「カイロプラクティック」等の法的資格制度がない施術を受けて危害が発生したという相談も複数みられた。

あん摩マッサージ指圧や柔道整復の施術を行う際は、健康被害が発生することのないよう努めるとともに、万が一健康被害が発生した場合には医療機関の受診を勧める等の適切な対応を取るよう要望する。また、国家資格を有する施術者が法的資格制度がない施術を行う場合についても、一定以上の安全性が担保されるよう、施術者への指導を要望する。

- (2) 法的資格制度がない手技による医業類似行為を受けて危害が発生したと思われる相談が多数寄せられている。これらの手技による医業類似行為についても、一定以上の安全性を担保するためのガイドライン等を作成するよう要望する

「整体」や「カイロプラクティック」など、法的資格制度がない手技による医業類似行為を受けて健康被害が発生したと思われる相談が多数寄せられている。これらの手技による医業類似行為について、厚生労働省の通知では「施術が医学的観点から少しでも人体に危害を及ぼすおそれがあれば、人の健康に害を及ぼす恐れがあるものとして禁止処罰の対象となる」とされている。

健康被害が発生することのないよう、一定以上の安全性を担保するような施術のガイドラインの作成を要望する。また、禁忌症に関する情報を周知するとともに、必要な場合には医療機関への受診が遅延しないよう対策を講じるよう要望する。

- (3) 法律に抵触するおそれのある広告については改善を要望する。また、消費者に誤認や過度な期待を与えるおそれのある広告についても改善するとともに、広告に関するガイドライン等の作成を検討するよう要望する

手技による医業類似行為のうち、法的な資格制度があるあん摩マッサージ指圧及び柔道整復の施術所については、法律で定められた事項以外の広告は認められていない。

今回、新聞折込広告やフリーペーパー、施術所のホームページ上の表示を調べたところ、医療機関と紛らわしい施術所名や適応症の表示、身体症状や疾病に効果があると受け取れるような表示、あん摩マッサージ指圧以外の施術所における「マッサージ」という表示など、問題があると考えられる広告、表示が散見された。

法律に抵触するおそれのある広告については改善を要望する。また、現状では法的資格制度のない施術を行う施術所についても、消費者に誤認や過度な期待を与えることがないよう改善するとともに、広告に関するガイドライン等の作成を検討するよう要望する。

## 7. 行政への要望

- (1) 施術者が国家資格を有しているか否かにかかわらず、手技による医業類似行為を受けて危害が発生したという相談が多数寄せられている。国家資格者に対しては、健康被害が発生しないよう指導の徹底を要望する。また、法的な資格制度のない施術については、過去の最高裁判所の判例の主旨に基づき、人の健康に害を及ぼすおそれがないように指導を行うよう要望する

PIO-NET には手技による医業類似行為により危害が発生したという相談が 2007 年度以降の約 5 年間で 825 件寄せられており、中には治療に長期間を要するような重篤な危害が発生した事例もみられた。

あん摩マッサージ指圧師及び柔道整復師による施術により健康被害が発生することのないよう、指導の徹底を要望する。また、危害が発生した場合には医療機関の受診を勧める等の適切な対応が取られるよう要望する。

また、現状では、あん摩マッサージ指圧及び柔道整復以外の手技による医業類似行為について、禁忌症等に関する指針が示されているのはいわゆるカイロプラクティック療法のみであるので、法的な資格制度がなく人の健康に害を及ぼすおそれがある施術であれば、一定以上の安全性が担保されるよう、指導を要望する。

- (2) 法律に抵触するおそれのある広告については指導を徹底するよう要望する。また、法的資格制度のない施術を行う施術所の広告についても、消費者に誤認や過度な期待を与えるおそれのある広告が散見されたことから、広告、表示について注意喚起を行うよう要望する

手技による医業類似行為のうち、法的な資格制度があるあん摩マッサージ指圧及び柔道整復の施術所については、法律で定められた事項以外の広告は認められていない。

今回、新聞折込広告やフリーペーパー、施術所のホームページ上の表示を調べたところ、医療機関と紛らわしい施術所名がみられ、医療法に抵触するおそれがあった。また、適応症の広告や、身体症状や疾病に効果があると受け取れるような広告が散見され、あん摩マッサージ指圧及び柔道整復の施術所の場合は法律に抵触するおそれがあると考えられた。また、法的な資格制度のない施術を行う施術所についても、消費者に誤認や過度な期待を与えるおそれがあり、問題であると考えられた。

法律に抵触するおそれのある広告については指導を徹底するよう要望する。また、現状では法的な資格制度のない手技による医業類似行為を行う施術所についても、広告、表示に関して注意喚起に努めるよう要望する。

- (3) 消費者が、法的資格制度のあるあん摩マッサージ指圧若しくは柔道整復を行う施術所と法的資格制度のない施術を行う施術所を容易に見分けることができるよう、関係機関に注意喚起を行う等の対策を講じるとともに消費者に対する周知・啓発を行うよう要望する

今回、手技による医業類似行為を行う施術所の広告について調べたところ、あん摩マッサージ指圧師の資格を有しない施術者が施術を行っていると考えられる施術所において「マッサージ」という語句を用いた広告、表示が行われており、法的資格制度があり、法的規制の下に行われている施術と、法的資格制度のないその他の施術が、一般消費者にとっては判別

しづらい状況で共存している可能性があった。

国家資格であるあん摩マッサージ指圧及び柔道整復を行う施術所及び施術者と、その他の法的な資格制度のない施術を行う施術所及び施術者を一般消費者が容易に見分けることができるよう、関係機関に注意喚起を行う等の対策を講じるとともに消費者に対する周知・啓発を行うよう要望する。

○要望先

消費者庁消費者政策課  
公益社団法人全日本鍼灸マッサージ師会  
社団法人日本あん摩マッサージ指圧師会  
公益社団法人日本柔道整復師会  
公益社団法人東洋療法学校協会  
公益社団法人全国柔道整復学校協会  
公益財団法人東洋療法研修試験財団  
公益財団法人柔道整復研修試験財団  
一般社団法人日本カイロプラクターズ協会

○情報提供先

消費者庁表示対策課  
厚生労働省医政局医事課  
厚生労働省医政局総務課  
経済産業省商務情報政策局ヘルスケア産業課  
消費者委員会事務局  
一般社団法人日本統合医療学会

## 8. 参考資料

### (1) 「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律」

(昭和 22 年 12 月 20 日 法律第 217 号) (一部抜粋)

第 1 条 医師以外の者で、あん摩、マッサージ若しくは指圧、はり又はきゅうを業としようとする者は、それぞれ、あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゅう師免許を受けなければならない。

第 2 条 免許は、学校教育法第 90 条第 1 項の規定により大学に入学することのできる者で、3 年以上、文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の認定した学校又は厚生労働大臣の認定した養成施設において解剖学、生理学、病理学、衛生学その他あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師となるのに必要な知識及び技能を修得したものであって、厚生労働大臣の行うあん摩マッサージ指圧師国家試験、はり師国家試験又はきゅう師国家試験に合格した者に対して、厚生労働大臣が、これを与える。

第 5 条 あん摩マッサージ指圧師は、医師の同意を得た場合の外、脱臼又は骨折の患部に施術をしてはならない。

第 7 条 あん摩業、マッサージ業、指圧業、はり業若しくはきゅう業又はこれらの施術所に関しては、何人も、いかなる方法によるを問わず、左に掲げる事項以外の事項について、広告をしてはならない。

- 一 施術者である旨並びに施術者の氏名及び住所
- 二 第一条に規定する業務の種類
- 三 施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項
- 四 施術日又は施術時間
- 五 その他厚生労働大臣が指定する事項

※「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第 7 条第 1 項第 5 号の規定に基づくあん摩業等又はこれらの施術所に関して広告し得る事項」

(平成 11 年 3 月 29 日付厚生省告示第 69 号、一部抜粋)

- 一 もみりょうじ
- 二 やいと、えつ
- 三 小児鍼(はり)
- 四 医療保険療養費支給申請ができる旨(申請については医師の同意が必要な旨を明示する場合に限る。)
- 五 予約に基づく施術の実施
- 六 休日又は夜間における施術の実施
- 七 出張による施術の実施
- 八 駐車設備に関する事項

②前項第 1 号乃至第 3 号に掲げる事項について広告をする場合にも、その内容は、施術者の技能、施術方法又は経歴に関する事項にわたってはならない。

第 9 条の 2 施術所を開設した者は、開設後 10 日以内に、開設の場所、業務に従事する施術者の氏名その他厚生労働省令で定める事項を施術所の所在地の都道府県知事に届け出なければならない。その届出事項に変更を生じたときも、同様とする。

第 12 条 何人も、第 1 条に掲げるものを除く外、医業類似行為を業としてはならない。ただし、柔道整復を業とする場合については、柔道整復師法の定めるところによる。

## (2)「柔道整復師法」

(昭和 45 年 4 月 14 日 法律第 19 号) (一部抜粋)

第 2 条 この法律において「柔道整復師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、柔道整復を業とする者をいう。

2 この法律において「施術所」とは、柔道整復師が柔道整復の業務を行う場所をいう。

第 3 条 柔道整復師の免許は、柔道整復師国家試験に合格した者に対して、厚生労働大臣が与える。

第 12 条 試験は、学校教育法第 90 条第 1 項の規定により大学に入学することのできる者で、3 年以上、文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校又は厚生労働大臣の指定した柔道整復師養成施設において解剖学、生理学、病理学、衛生学その他柔道整復師となるのに必要な知識及び技能を修得したものでなければ、受けることができない。

第 15 条 医師である場合を除き、柔道整復師でなければ、業として柔道整復を行ってはならない。

第 17 条 柔道整復師は、医師の同意を得た場合のほか、脱臼又は骨折の患部に施術をしてはならない。ただし、応急手当をする場合は、この限りでない。

第 19 条 施術所を開設した者は、開設後 10 日以内に、開設の場所、業務に従事する柔道整復師の氏名その他厚生労働省令で定める事項を施術所の所在地の都道府県知事に届け出なければならない。その届出事項に変更が生じたときも、同様とする。

2 施術所の開設者は、その施術所を休止し、又は廃止したときは、その日から 10 日以内に、その旨を前項の都道府県知事に届け出なければならない。休止した施術所を再開したときも、同様とする。

第 24 条 柔道整復の業務又は施術所に関しては、何人も、文書その他いかなる方法によるを問わず、次に掲げる事項を除くほか、広告をしてはならない。

- 一 柔道整復師である旨並びにその氏名及び住所
- 二 施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項
- 三 施術日又は施術時間
- 四 その他厚生労働大臣が指定する事項

※「柔道整復師法第 24 条第 1 項第 4 号の規定に基づく柔道整復の業務又は施術所に関して広告し得る事項」

(平成 11 年 3 月 29 日付厚生省告示第 70 号、一部抜粋)

- 一 ほねつぎ(又は接骨)
- 二 医療保険療養費支給申請ができる旨(脱臼又は骨折の患部の施術に係る申請については医師の同意が必要な旨を明示する場合に限る。)
- 三 予約に基づく施術の実施
- 四 休日又は夜間における施術の実施
- 五 出張による施術の実施
- 六 駐車設備に関する事項

2 前項第 1 号及び第 2 号に掲げる事項について広告をする場合においても、その内容は、柔道整復師の技能、施術方法又は経歴に関する事項にわたってはならない。

### (3)「医業類似行為に対する取扱いについて」

(平成3年6月28日付医事第58号)

近時、多様な形態の医業類似行為又はこれと紛らわしい行為が見られるが、これらの行為に対する取扱いについては左記のとおりとするので、御了知いただくとともに、関係方面に対する周知・指導方よろしく願います。

#### 記

#### 1 医業類似行為に対する取扱いについて

##### (1) あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう及び柔道整復について

医業類似行為のうち、あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう及び柔道整復については、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第12条及び柔道整復師法第15条により、それぞれあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師の免許を有する者でなければこれを行ってはならないものであるもので、無免許で業としてこれらの行為を行ったものは、それぞれあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第13条の5及び柔道整復師法第26条により処罰の対象になるものであること。

##### (2) あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう及び柔道整復以外の医業類似行為について

あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう及び柔道整復以外の医業類似行為については、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第12条の2により同法公布の際引き続き3か月以上医業類似行為を業としていた者で、届出をした者でなければこれを行ってはならないものであること。したがって、これらの届出をしていない者については、昭和35年3月30日付け医発第247号の1厚生省医務局長通知で示したとおり、当該医業類似行為の施術が医学的観点から人体に危害を及ぼすおそれがあれば禁止処罰の対象となるものであること。

#### 2 いわゆるカイロプラクティック療法に対する取扱いについて

近時、カイロプラクティックと称して多様な療法を行う者が増加してきているが、カイロプラクティック療法については、従来よりその有効性や危険性が明らかでなかったため、当省に「脊椎原性疾患の施術に関する医学的研究」のための研究会を設けて検討を行ってきたところである。今般、同研究会より別添のとおり報告書がとりまとめられたが、同報告においては、カイロプラクティック療法の医学的効果についての科学的評価は未だ定まっておらず、今後とも検討が必要であるとの認識を示す一方で、同療法による事故を未然に防止するために必要な事項を指摘している。

こうした報告内容を踏まえ、今後のカイロプラクティック療法に対する取扱いについては、以下のとおりとする。

##### (1) 禁忌対象疾患の認識

カイロプラクティック療法の対象とすることが適当でない疾患としては、一般には腫瘍性、出血性、感染性疾患、リュウマチ、筋萎縮性疾患、心疾患等とされているが、このほか徒手調整の手技によって症状を悪化しうる頻度の高い疾患、例えば、<sup>ついかんばん</sup>椎間板ヘルニア、<sup>こう</sup>後<sup>じゅうじんたいこっかしょう</sup>縦<sup>きょうさく</sup>靭帯骨化症、<sup>かんじくつ</sup>変形性脊椎症、<sup>きょうさく</sup>脊柱管狭窄症、<sup>かんじくつ</sup>骨粗しょう症、<sup>かんじくつ</sup>環軸椎亜脱臼、不安定脊椎、<sup>そくわん</sup>側彎症、二分脊椎症、脊椎すべり症などと明確な診断がなされているものについては、カイロプラクティック療法の対象とすることは適当ではないこと。

(2) 一部の危険な手技の禁止

カイロプラクティック療法の手技には様々なものがあり、中には危険な手技が含まれているが、とりわけ頸椎に対する急激な回転伸展操作を加えるスラスト法は、患者の身体に損傷を加える危険が大きいため、こうした危険の高い行為は禁止する必要があること。

(3) 適切な医療受療の遅延防止

長期間あるいは頻回のカイロプラクティック療法による施術によっても症状が増悪する場合はもとより、腰痛等の症状が軽減、消失しない場合には、潜在的に器質的疾患を有している可能性があるため、施術を中止して速やかに医療機関において精査を受けること。

(4) 誇大広告の規制

カイロプラクティック療法に関して行われている誇大広告、とりわけがんの治癒等医学的有効性をうたった広告については、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第 12 条の 2 第 2 項において準用する第 7 条第 1 項又は医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 69 条第 1 項に基づく規制の対象となるものであること。

#### (4) 「いわゆる無届医業類似行為業に関する最高裁判所の判決について」

(昭和 35 年 3 月 30 日付医発第 247 号の 1) (一部抜粋)

※下線は当センター

本年 1 月 27 日に別紙のとおり、いわゆる無届医業類似行為業に関する最高裁判所の判決があり、これに関し都道府県において医業類似行為業の取扱いに疑義が生じているやに聞き及んでいるが、この判決に対する当局の見解は、左記のとおりであるから通知する。

##### 記

1 この判決は、医業類似行為、すなわち、手技、温熱、電気、光線、<sup>しげき</sup>刺戟等の療術行為業について判示したものであって、あん摩、はり、きゅう及び柔道整復の業に関しては判断していないものであるから、あん摩、はり、きゅう及び柔道整復を無免許で業として行なえば、その事実をもってあん摩師等法第 1 条及び第 14 条第 1 号の規定により処罰の対象となるものであると解されること。

従って、無免許あん摩師等の取締りの方針は、従来どおりであること。

なお、無届の医業類似行為業者の行なう施術には、医師法違反にわたるおそれのあるものもあるので注意すること。

2 判決は、前項の医業類似行為業について、禁止処罰の対象となるのは、人の健康に害を及ぼす恐れのある業務に限局されると判示し、実際に禁止処罰を行なうには、単に業として人に施術を行なったという事実を認定するだけでなく、その施術が人の健康に害を及ぼす恐れがあることの認定が必要であるとしていること。

なお、当該医業類似行為の施術が医学的観点から少しでも人体に危害を及ぼすおそれがあれば、人の健康に害を及ぼす恐れがあるものとして禁止処罰の対象となるものと解されること。

3 判決は、第 1 項の医業類似行為業に関し、あん摩師等法第 19 条第 1 項に規定する届出医業類似行為業者については、判示していないものであるから、これらの業者の当該業務に関する取扱いは、従来どおりであること。

【参考】最高裁大法廷 昭和 35 年 1 月 27 日判決 昭和 29 年(あ)2990 号 (一部抜粋)

※下線は当センター

憲法 22 条は、何人も、公共の福祉に反しない限り、職業選択の自由を有することを保障している。されば、あん摩師、はり師、きゅう師及び柔道整復師法 12 条が何人も同法 1 条に掲げるものを除く外、医業類似行為を業としてはならないと規定し、同条に違反した者を同 14 条が処罰するのは、これらの医業類似行為を業とすることが公共の福祉に反するものと認めたと故にほかならない。ところで、医業類似行為を業とすることが公共の福祉に反するのは、かかる業務行為が人の健康に害を及ぼす虞があるからである。それ故前記法律が医業類似行為を業とすることを禁止処罰するのも人の健康に害を及ぼす虞のある業務行為に限局する趣旨と解しなければならぬのであって、このような禁止処罰は公共の福祉上必要であるから前記法律 12 条、14 条は憲法 22 条に反するものではない。

(5) 「免許を受けないであん摩、マッサージ又は指圧を業とする者の取締りについて」

(昭和 39 年 11 月 18 日付医発第 1379 号)

免許を受けないで、あん摩、マッサージ又は指圧を業とする者の取締りについては、従来、通知したところにしたがって御配意をわずらわしているところであり、さらに本年 9 月 28 日本職名をもって、「あん摩師、はり師、きゅう師及び柔道整復師法等の一部を改正する法律等について」通知した中でも、視覚障害者であるあん摩マッサージ指圧師の職域を確保するという観点から一層意を用いられた旨要望したところである。視覚障害者であるあん摩マッサージ指圧師がかねてよりこの業務における職域の確保をつよく主張した理由の一つに免許を受けないあん摩、マッサージ又は指圧を業とする者の増加があることは明らかである。今般改正されたあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師等に関する法律(昭和 22 年法律第 217 号)によって、視覚障害者のこの業における職域確保の実現をみたが、この措置を効果あらしめるためにも、さらに左記の方針にしたがい引きつづき免許をうけないでこの業務を行なうものの取締りを強化されたく、重ねて通知する。

記

- 1 免許を受けないであん摩マッサージ又は指圧を業とする者がその業務を行なうことの多い旅館等については、その地域の免許を有するあん摩マッサージ指圧師の名簿を配布させる等の方法を講じ免許を受けない者の排除について周知をはかり協力を求めること。
- 2 施術所を開設している者については、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師等に関する法律施行規則第 24 条の規定により届け出られた施術者の氏名を確認し、免許を受けないで業務に従事する者のないように警告するとともに、これらの者に違反行為を行なわせている者であって免許を受けている者に対しては適時適当な行政処分を行なうこと。もっぱら出張によって業務を行なう者についてもこれに準じて扱うこと。
- 3 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師を養成する学校又は養成所に在学する者の実習については、昭和 38 年 1 月 9 日本職通知「あん摩師、はり師、きゅう師又は柔道整復師の学校又は養成所に在学している者の実習等の取り扱いについて」に示したとおり行なわせるようにし、これらの者が、その限度をこえて違法行為にわたることのないよう指導されたいこと。
- 4 前記 1 ないし 3 とは別に免許を受けた者とは直接関係なしに免許を受けないでこれらの業を行なう者については、関係業界の協力を得て、その発見につとめること。
- 5 前記 1 ないし 4 によって把握された違法行為を行なう者についての取締りについては、警察に協力するとともに、その告発については、昭和 37 年 12 月 27 日、医務局医事課長発各都道府県衛生部長宛通知「無免許あん摩の取締等について」によられたいこと。